

南中学校いじめ防止基本方針



令和 6 年 4 月 1 日

彦根市立南中学校

1. いじめ防止のための基本的な考え方

いじめ防止の基本方針は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることでなく、それが行動に移され、実際に成果をあげていく必要がある。そのためには、実効性を持つような具体的な実施計画や実施体制についても決めていかなければならない。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを前提として、より具体的ないじめ問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育むよう、関係者が一体となって継続的に取り組むことが必要である。

いじめの対策は、一定の授業時間だけで取り組めばよいのではなく、学校の教育活動全体の中で、すべての生徒にいじめは決して許されないことを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を平等に認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築することが必要である。

いじめは、あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、未然防止の取組を行うことが最も合理的で有効な対策となる。すべての生徒が、安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが大切である。すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながるものである。

いじめの早期発見、早期対応はいじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく力を高めていくことが必要である。いじめは大人の目につきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。本校でも遊びのつもりでじゃれあっていることからいじめに発展することも多く、見極めが大切である。ささいな兆候でもいじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。ただ、学校以外では、携帯メールやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などで、特定の個人を誹謗中傷したり、いじめをほのめかす言葉や特定の仲間にしかわからない用語や絵文字でいじめが発生している。いじめの早期発見のため、学校は定期的ないじめアンケートや教育相談を継続して実施し、南中学校お悩み相談フォームや公共の電話相談窓口の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭、関係機関と連携し、生徒を見守っていくことが必要である。

「いじめの防止」に始まり「早期発見」、「いじめに対する措置」までの流れを策定する。

●何故、いじめが起こるか

- 自尊感情の未発達…不満があるとき、他者への攻撃となって起こる。
- コミュニケーション能力の不足…自分の思いが伝えられない、相手の思いが受け止められない。
- 不登校の理由として「不安など情緒混乱型」が最も多いが、この中にも、いじめ等が原因となるものがあると考えられる。

※ 子どもの命、人権を大切にするために、その指導を充実する必要がある。

●いじめが起こらない集団をつくるために

（人権が大切にされる学級・学校作り）

- 一人ひとりの生徒に自信をつけさせる。
- 安心ルールを明示しておく。ダメなことはダメと、毅然とした態度で指導する。
- 自分の思いを伝える力、相手の思いを知る力をつけさせる。
- 生徒同士のつながりを強める。
- 日常から、気軽に相談できる体制作りをしておく。…生徒と教師や保護者とのつながりを強めておく。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3. いじめの理解

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものであり、その定義は上記のとおりである。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめはどの生徒にもどこでも起こる可能性があるという認識で日々生徒と接していかなければならない。とりわけ嫌がらせやいじり、いじわる等（インターネットを通じて行われるものを含む）の「暴力をともなわないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力をともなわないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることになる。

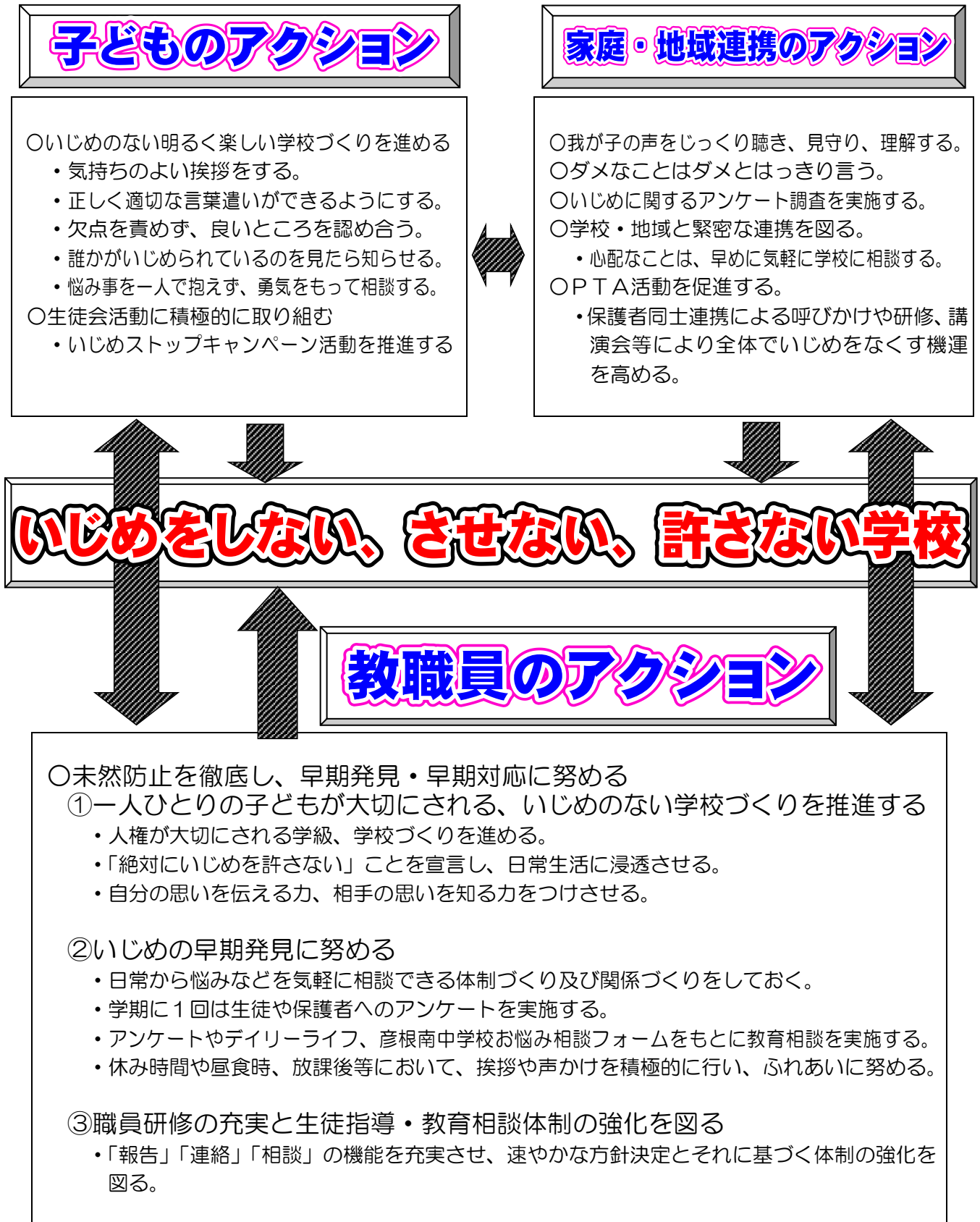
いじめは、被害加害という二者だけの関係でなく、まわりではやし立てたり、荷担したりする存在の「観衆」や、暗黙の了解を与えてい存在の「傍観者」を含めた四層構造の中で発生してくる。学校生活では、学級や部活動、登下校など所属集団の構造上の問題が影響する。本校でも、これまでにいじめやいじめが疑われる事案なども発生している。いじめは発見しづらいところがあり、学校と家庭と地域が常時連携して見守っていくことや、集団生活にいじめを許容しない雰囲気をつくっていくことが大切である。

『いじめの種類』として以下のように認識していくことで共通理解を図りたい。

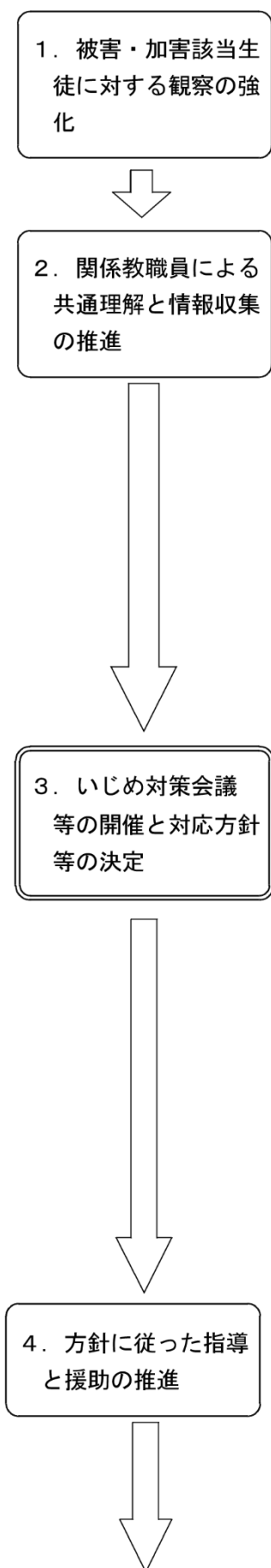
- | | | | |
|--------------|--------|----------|------------|
| ①暴力を振るう | ②たかり | ③言葉での脅し | ④冷やかし・からかい |
| ⑤仲間はずれ | ⑥持ち物隠し | ⑦集団による無視 | ⑧SNS等での中傷 |
| ⑨お節介・親切の押しつけ | ⑩その他 | | |

4. 行動計画

(1) 未然防止、早期発見・早期対応のための行動計画



(2) いじめ対処のための行動計画



◇いじめ対応の基本的な考え方

- ・とにかく早期発見、早期対応に努める。
- ・被害者生徒の立場に立って、細心の配慮をして指導、援助を行う。
- ・どんな学校にもいじめの可能性があるとこの前提でどの生徒とも接する。

◇全教職員が、それぞれの立場から生徒観察および情報収集の推進

- ・日頃から生徒と多くかかわりを持ち、話をしやすい関係を築く。
- ・いじめを疑う状況や相談があるときは、周囲の生徒から情報を収集する。
- ・毎日提出しているデイリーライフの日記の内容を読み取ることなどから、情報を収集する。
- ・定期的にアンケートや教育相談を行い、情報収集をする。
- ・南中学校お悩み相談フォームねの書き込みがないか確認する。

◇学級担任を中心とした関係職員による情報交換の実施

- (学級担任、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、教育相談主任等)
- ・定期的に、学年や全教職員で生徒の情報交換を行う。
 - ・日常より、授業担当者、保健室、部活動顧問を中心に気になる生徒の情報交換を行う。

◇いじめの事実の確認

◇生徒指導主事・管理職への報告といじめ対策会議等の招集決定

- ①いじめられている生徒の氏名(年組)
- ②いじている生徒の氏名(年組)…複数の場合は全員
- ③いじめの状況(日時、場所、人数、いじめの対応や集団の構造等)
- ④いじめの動機や背景(状況から推測される場合も含む)
- ⑤いじめられている生徒といじている生徒の言動や特徴
- ⑥保護者や教職員が有する情報
- ⑦周囲の生徒の状況 等

◇いじめ対策会議等の収集

- ・関係学年や関係分掌を中心に情報の共有化を図り、指導方針を決定する。

◇対応策検討上の留意点

- ・いじめの原因や対応のあり方等について多角的に検討する。
- ・全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む。
- ・被害者に対しても加害者に対してもじっくりと想いを聴きとるように努める。
- ・必要に応じて、SCやSSW、関係機関等との連携を図る。

5. 事後指導と保護者との連携

◇加害・被害該当生徒の保護者への説明と協力依頼

- ・家庭訪問により、いじめの概要を説明し、学校の誠意ある対応をする。
- ・解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
- ・被害該当生徒の言動に「自殺」や「死」のサインがないか細心の注意を払う。

◇いじめられている生徒に対して

- ・被害生徒の側に立ち、細心の配慮を尽くして本人を守る姿勢を示す。
- ・共感的に受け止めながら思いを聴き取り、本人を絶対に否定しない。

◇いじめている生徒に対して

- ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- ・言動の背景にある原因を把握し、生徒が自ら理解し反省する方向へ導く。

◇周囲の生徒に対して

- ・いじめの不当性を徹底指導し、いじめを止めさせたり教師に伝えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- ・観衆や傍観者も加害者であるという自覚を深めさせる。

◇事後指導

- ・いじめられていた生徒およびいじめていた生徒への継続的観察を行う。
※解消した場合も3ヶ月後に再度チェックするなど、継続的にはたらきかける。
- ・いじめられていた生徒およびいじめていた生徒へ今まで以上に関わる。
- ・一人ひとりの存在感や集団としての連帯感を育てる取組をする。

◇保護者との連携

- ・双方の家庭への観察の継続と、様子が変わった場合の学校への連絡依頼をする。
- ・改善された場合であっても、後日にわたって関係保護者にその後の生徒の様子を伝える。

◇出席停止の検討

- ・上記の対応を進めたにもかかわらず、執拗ないじめを繰り返すなど、学校の指導の限界を超える場合には、市教育委員会との協議を踏まえて出席停止の措置を検討する。

◇教育委員会への報告

5. いじめ防止年間指導計画

一 学 期	(生徒対応) ・学校として「いじめは許さない」という姿勢を伝えるとともに、「いじめたものが悪い」という基本的な姿勢を示す（風かをる、学年通信、学級通信等の活用） ・学級づくり いじめを許さない雰囲気を醸成する ・いじめに関する生徒アンケートを実施する（1回目）→結果分析から個別・全体指導へ ・教育相談を設定する（1回目） ・南中学校お悩み相談フォームについて周知する ・毎日のデイリーライフの提出で、個々の悩みや課題を発見する（常時） ・南中人権の日に朝放送で、職員から人権やいじめに関する資料を読み上げる（月1回） ・いじめが犯罪であることや、いじめ解決のために学校が取り組む具体的な方法を示す ・ハイパーQ U検査（よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケート）を行う ・家庭訪問や保護者会などで、保護者からの情報を得る (職員研修) ・事例に基づいたいじめに関する職員研修を行う特別支援教育研修会：支援の必要な生徒について理解を深める教育相談（個人面談）前の事例検討会を行う過去のいじめ事案からの学びを深める ・いじめの未然防止と初期対応についての研修を行う
二 学 期	(生徒対応) ・いじめを許さない学級体制の見直しを行う（学級づくり） ・いじめに関する生徒アンケートを実施する（2回目）→結果分析から個別・全体指導へ ・いじめに関する保護者アンケートを実施する（1回のみ） ・教育相談の設定（2回目） ・生徒会本部役員を中心として「いじめアンケート」を実施し、生徒主体のいじめ防止の取組を行い、全校生徒へ呼びかける ・毎日のデイリーライフの提出で、個々の悩みや課題を発見する（常時） ・南中人権の日に朝放送で、職員から人権やいじめに関する資料を読み上げる（月1回） ・人権週間の取組を行う（人権意識の高揚） (職員研修) ・ハイパーQ U検査（よりよい学校生活と友だちづくりのためのアンケート）を行い、その結果を職員研修で分析し、生徒の人間関係を把握したり、個々の課題分析に利用したりする ・教育相談（個人面談）前の事例検討会を行う
三 学 期	・いじめを許さない学級体制の見直しを行う（学級づくり） ・いじめに関する生徒アンケートを実施する（3回目） アンケート結果から1・2学期からの変容等を分析し、個別および全体指導に活かす ・必要に応じて教育相談を実施する（チャンス相談） ・毎日のデイリーライフの提出で、個々の悩みや課題を発見する（常時） ・南中人権の日に朝放送で、職員から人権やいじめに関する資料を読み上げる（月1回） ・いじめ対策について、今年度の成果や来年度に向けての課題や方向性を確認し、学校としての取組を再検討する

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のような場合である。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行うこととする。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨および調査主体について

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、市が主体となっていく場合がある。学校主体の調査では、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市に調査を要請する。学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市に対して必要な支援を要請する。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織は、当該調査の公平性・中立性を確保するため、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成する。

学校が調査の主体となる場合の組織は、「いじめ対策会議」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて構成する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、法第28条の調査を実りあるものにするためには、学校は事実にしっかりと向き合い、いじめ問題調査委員会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習等の支援を行う。

これらの調査を学校が主体となって行う場合には、事案の重大性を踏まえ、積極的に教育委員会に指導・支援を要請するとともに、関係機関ともより適切に連携して対応する必要がある。

②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

（自殺の背景調査における留意事項）

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 在校生およびその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である
- 調査を行う組織については、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるために、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識および経験を有する者の援助を求める
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報にならないようにする。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を払い、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある

③その他留意事項

出席停止措置の活用や、いじめられた生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。その場合学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(6) 調査結果の提供および報告

①いじめを受けた生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うことが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、市または学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明を行うことが必要である。

②調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

7. 自校の「いじめ防止等の対策のための組織」「重大事態に係る調査を行う組織」

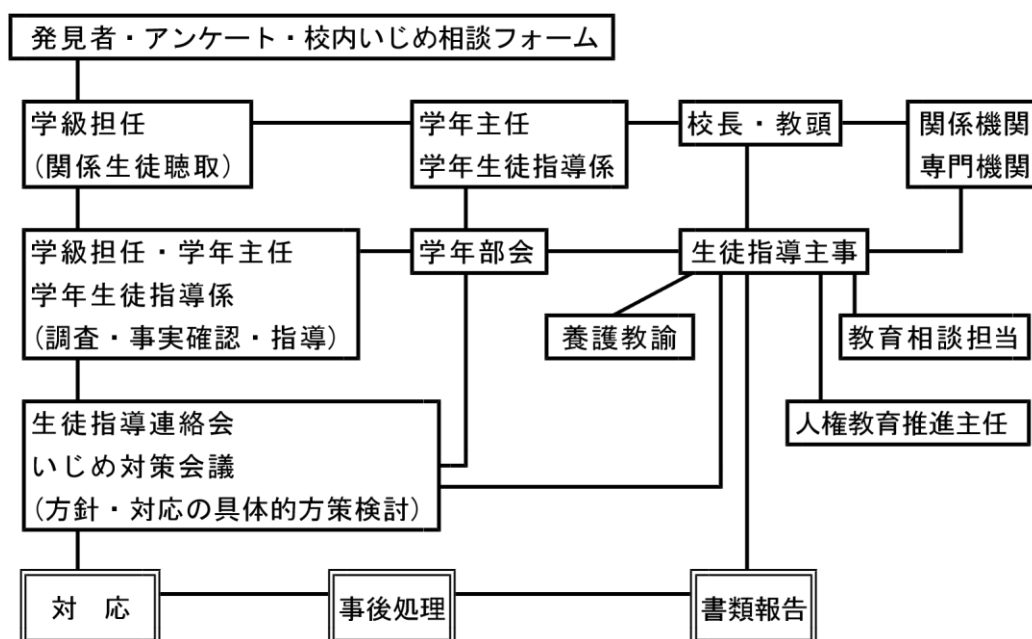
いじめの未然防止、早期発見、認知したときの対応、重大事態への対処（調査を含む）等学校におけるいじめへの対策に係る措置を実効的に行うための組織として、「いじめ対策会議」を設置する。

《いじめ対策会議のメンバー》

校長・教頭・生徒指導主事・関係学年担当教師・人権教育推進主任教育相談担当・養護教諭・（部活動顧問）・スクールカウンセラー

※ メンバーは上記の者を基準としながら状況等に応じて柔軟に対応することとする。

また、実質的な対応については既存の校務分掌による組織も活用する。



* 関係生徒の聴取については、多人数の時は学年の教員の協力を得て、組織的対応をする。

* できるだけ直接指導した教員で事実の詳細を記録し学年でまとめる。